

企業結合会計の基準化

藤田昌久

I. はじめに

2001年5月24日に成立した「商法の一部を改正する法律（会社分割法制）」において一あるいは複数の会社の営業の全部または一部を新たに設立した会社に承継させる「新設分割」と、一あるいは複数の会社の営業の全部または一部を既存の会社に承継させる「吸収分割」の制度が創設され、2001年4月1日から施行された。これは、1999年8月13日に公布され10月に解禁された「株式交換・移転法制」に続く企業組織の再編を円滑に行うための法律環境の整備の一環であり、両制度を利用することにより、企業組織の再構築を容易に進めることが可能となる。たとえば、株式交換・移転制度を利用して純粹持株会社を設立し、その後会社分割制度により持株会社の支配下にある会社の営業の一部あるいは全部を相互に分割—吸収しあうなどして、大規模な組織の再構築ができることになる。

組織の再編成とくに統合を図る場合、買収いわゆる子会社化と合併、資産・営業の譲渡という手段があるが、連結会計を主たる会計制度とするならば、法的には別会社として存在する買収である子会社化と法的に同一化する合併等とを一緒に扱う会計基準を構想することが可能になる。子会社の財務諸表は連結精算表を通じて連結財務諸表として合算され、合併等は親会社

(存続会社)の個別財務諸表を通じて連結財務諸表に反映されるからである。このように構想されたものが「企業結合会計」である。国際会計基準や米国基準では、連結会計(資本連結)と合併会計等とを区別しないで、企業結合会計として一括して会計処理基準としている。

わが国においては、既存の他の会社の株式を取得して支配し子会社とする子会社取得と既存の複数の会社が商法の手続により一つの会社になる合併とは、会計上別個の事象として、これらを対象とする子会社取得会計と合併会計とは別個の会計領域として取り扱われ、その会計処理は異なる方法で行われてきた。しかしながら、平成12年3月決算期からこれまでの個別財務諸表中心から連結財務諸表中心の財務報告制度に変換されたことによって、子会社取得と合併とは実質的には同一とみることが必要になり、子会社取得と合併は法律上の形態が異なるだけにすぎなくなる。さらに商法改正による株式交換制度、会社分割制度の創設は子会社取得と合併は実質的に同一であるという観念が一層強まってきた。こうした状況が、わが国においても、子会社取得と合併とを一つの会計領域とする企業結合会計基準を形成することが必要となってきた。

本稿では、企業結合会計の基本的論点、わが国の会計基準、米国会計基準、国際会計基準の当該内容の比較、のれんの処理について検討してみたい。

II 会計処理方法の類型

企業結合会計としては、次の三つの処理方法が論理的に存在する。

- 1 パーチェス法
- 2 持分プーリング法
- 3 フレッシュ・スタート法

パーチェス法は、企業結合を「買収企業」(acquirer)が「被買収企業」(acquiree)を取得したとみなす「第三者間取引」(arm's length transaction)

を概念的基礎としており、他の資産取得取引と同様の処理が要求される。結合によって被買収企業が保有していた資産・負債の支配が買収企業へと変更され、その変更部分に該当する資産・負債を公正価値によって測定し、被買収企業の貸借対照表には計上されないブランドなどの「潜在的無形資産」(hidden assets)を識別する。その識別可能純資産額と「買収価額」(cost of acquisition)との差額部分は相乗効果などを示すのれんとして処理する。

持分プーリング法は、企業結合前に独立していた所有主持分が融合し、そのまま継続することを概念的基礎とする。企業結合後も結合当事企業が継続しているとみなされるので、資産・負債についての支配も変更がないことになる。つまり結合当事企業同士で第三者間取引が生じているとは考えないで、資産・負債および利益剰余金をそのまま引き継がなければならない、のれんを新たに認識することもない。

なお、ここで注意すべき点は、パーチェス法における公正価値測定および無形資産の認識は、企業結合が行われた当初認識時に生じるものであって、決算における時価基準適用の可否の問題ではないという点である。あくまで資産・負債の当初測定額の決定すなわち原価主義会計との整合性が問われている。パーチェス法では第三者間取引の存在が前提とされるので、買収時の公正価値は当該資産の取得原価をあらわし、差額部分は「自己創設のれん」ではなく「買入のれん」の認識とみなされる。一方プーリング法では、第三者間取引はなく結合前のすべての企業の継続が前提とされるので、仮に、結合当事企業の引継純資産額と資本増加額との差額を認識した場合、その差額は「買入のれん」ではなく、自動的に「株主持分の修正」とみなされる。

パーチェス法とプーリング法を比較してみよう。第一に、プーリング法は、減価償却を簿価ベースで行い買入のれんを認識しないので、公正価値ベースの減価償却費やのれん償却の負担がなく、パーチェス法の期間利益よりも大きくなる。したがって、企業経営者はプーリング法を選択する傾向がある。第二に、パーチェス法は、発行価額のうち資本金を上回る額すべてを資本剰

余金とするのに対して、プーリング法は、子会社の利益剰余金を引き継げるので、企業結合後の配当財源を確保することができる。こうした特徴は、貸借対照表資本の部の配当規制が重視される国々においてプーリング法を認める原動力となった。G4 + 1 参加国における会計規制は、「プーリング条件付適用アプローチ」(condition based pooling approach)、「プーリング例外適用アプローチ」(pooling exception approach) および「パーチェス限定適用アプローチ」(purchase only approach) の三種類に大別することができる。

第一のプーリング条件付適用アプローチとは、一定の条件をみたす場合にプーリング法を強制する規制方式をいう。現行の米国基準である APB16号が該当する。数値を工夫することにより一定の条件をクリアすることも可能であるから、実態に沿わないプーリング法の適用も可能である。また個別事例ごとにプーリング法の適用が可能かどうかを厳密に判定しなければならず、SECなどを巻き込み、大変な作業量が要求されている。

第二のプーリング例外適用アプローチとは、いずれの企業を買収したのか判別できない場合にかぎってプーリング法を認め、それ以外のすべての企業結合についてはパーチェス法を適用する規制方式をいう。IASC や英国が採用している。しかし、この会計規制でも「調整取引」(grooming transaction)の存在により、プーリング法を適用する企業が増加しはじめている。

第三のパーチェス限定適用アプローチとは、企業結合に対してパーチェス法のみを認める規制方式をいう。オーストラリアで正式の基準となっている。この規制方式によると、プーリング法を適用しようという企業の意図を回避することができる。ただし、どの企業を買収側であるかを必ず判別できることが規制の前提となっているため、この前提が崩れた場合には妥当性をもたない処理が適用されることになる。

理論的には、企業結合の実態に応じて各会計処理を使い分けるべきである。企業結合の典型である買収取引の存在が認められる場合には、パーチェス法

を適用すべきであるし、それ以外の、どの企業も存続しえず、いずれが買収企業か判別できないような企業結合については、プーリング法を適用することになる。この点で、プーリング条件付適用アプローチおよびプーリング例外適用アプローチが妥当性をもつことになる。

しかし両アプローチを採用した場合、依然として潜脱行為が発生し、会計基準運営のためのコストが生じることになる。そこで、パーチェス法とそれ以外の方法を使い分けるためのコストを回避するためには、パーチェス限定適用アプローチを採用するしかないが、買収企業を恣意的に定めるケースがどうしても生じてしまう。G4+1（1998）は、こうした各規制方式のコストとベネフィットを比較考慮した結果、最終的に、パーチェス限定適用アプローチを勧告することにした。

次にパーチェス法におけるのれんの処理を比較してみよう。規則的償却法は他の方法に比べて期間利益が小さくなるので、業績の開示という点では企業にとって最も好ましくない方法である。仮に規則的償却法が強制されたとしても、経営者は償却期間をなるべく延ばすことが考えられる。減損調査法は、償却負担を避けることができるが、将来減損が生じた場合、多額の損失を負担する可能性がある。これに対して、持分控除法は買入のれんに係る費用をまったく負担しないので、業績を良くみせるという経営者の立場からすれば、パーチェス法のなかでは最も有効な方法といえる。

のれん会計については、IASC や英国では持分控除法の適用も認めていたが、現在では資産処理を強制している。したがって、資産計上後の処理をどうするか、とりわけ最長償却期間の設定および減損調査法を認めるかどうかが残された課題となっている。

パーチェス法と持分プーリング法が制度として存在する処理方法であるのに対して、フレッシュ・スタート法は会計理論上でのみ主張されてきた方法である。フレッシュ・スタート法のもとでは、結合前のいずれの企業も存続することなく、むしろそのような結合から新たな企業体が生じ、結合当事者

の資産・負債に対するすべての支配が変化すると仮定される。したがって、結合当事会社の資産・負債の帳簿価額は新しい企業の資産・負債の評価とは無関係であり、新しい会社の出発にあたり、資産・負債はすべて公正価値で評価される。また、結合当事会社の利益剰余金および結合日前の利益を引き継がない。

なお、のれんの資産計上を認めるか否かでフレッシュ・スタート法はさらに二つの会計処理方法に分類される。のれんの資産計上を認める方法を「相互パーチェス法」と呼び、のれんを所有主持分から控除するもの一資産計上しないでのれん評価分の資本の増加がない方法を「公正価値プーリング法」と呼ぶ。パーチェス法、持分プーリング法、フレッシュ・スタート法の三つの会計処理方法およびそれらの背景と概念的基礎ないし根拠の主な相違点をまとめると次のようになる。

- 1 結合当事会社すべての資産・負債の評価に交換価格が反映されるのはフレッシュ・スタート法であり、パーチェス法は被取得会社 (acquiree) のみに交換価格が反映される。
- 2 交換価格中ののれんを認識するのは、パーチェス法とフレッシュ・スタート法である。より厳密に言えば相互パーチェス法であり、公正価値プーリング法では、のれんは資産として計上されない。
- 3 結合当事会社すべての留保利益の引き継ぎを認められるのは持分プーリング法であり、パーチェス法は取得会社 (acquirer) の留保利益のみが引き継がれる。
- 4 企業結合直前の当期利益は持分プーリング法のみが結合後に合算される。
- 5 対価の性質 (現金か株式かといったもの) が会計と関係があるのは持分プーリング法である。なぜなら、持分プーリング法は交換価格の公正価値が反映するような対価 (たとえば現金) の場合には適用できず、株式 (持分証券) が対価の場合にのみ適用できるからである。パーチェス法とフレ

ッシュ・スタート法はともに対価の性質ないし種類を選ばない。

- 6 結合取引の当事者として結合当事会社が考慮されるのはパーチェス法とフレッシュ・スタート法であり、持分プーリング法は株主のみが当事者とみなされる。
- 7 結合の結果、持分プーリング法では当事会社すべてが存続するものとされ、パーチェス法では支配会社が存続するとみなされ、フレッシュ・スタート法は新しい会社 (entity) が創出すると想定される。
- 8 結合当事会社すべての資産・負債の一部あるいは全部に関する支配権が変化するとされるのがフレッシュ・スタート法であり、パーチェス法では被取得会社のそれらに関する支配権が変化するとされ、持分プーリング法では何らそれらに関する支配権に変化が生じないと想定されている。
- 企業結合会計の処理方法を要約すると、次のようになる。

視 点	プーリング法	パーチェス法	フレッシュ・スタート法
持分が継続しているとみなされる当事企業	すべての当事企業	取得企業のみ	ない
適用可能な取得対価の性質	株式のみ	あらゆる対価	あらゆる対価
結合時に当事企業の資産・負債の評価替えを行うか	全く行わない	被取得企業に限って行う	すべての当事企業について行う
資産・負債の評価替えによりのれんを認識するか	認識しない	原則として認識するが、認識されない場合もある	認識する方法と認識しない方法がある
当事企業の利益剰余金を引き継ぐか	すべての当事企業について引き継ぐ	取得企業に限って引き継ぐ	全く引き継がない
当事企業の結合日前当期損益を引き継ぐか	すべての当事企業についてすべて引き継ぐ	取得企業に限ってすべて引き継ぐ	全く引き継がない

本表の作成に当たり、G4 + 1の報告書 (1998年) の一部を参考にしている。

Ⅲ 「支配」の概念

持分プーリング法では、当事者が会社ではなく株主であり、企業結合取引にあたり、「支配」に変化がない。パーチェス法は、当事者が会社であり、被取得会社の純資産、事業運営に関する支配が変化する。フレッシュ・スタート法は、すべての当事者が会社であり、すべての当事会社の純資産、事業運営に関する支配が変化するというものである。いままで検討してきた重要な概念は「支配」である。そこで、国際会計基準を参考にして支配の概念について考察してみよう。

1998年IAS22号第8項によると、次のように定義している。

「取得」とは、企業の一つ（取得企業）が他の企業（被取得企業）の純資産および経営の支配を獲得することによって、各企業を一つの経済的実体に統合することをいう。

「支配」とは、企業活動からの便益を得るために、その企業の財務および経営方針（operating policy）を左右する力である。

取得企業を識別するための具体的な支配の規準として、1998年IAS22号第10項、11項は次のようなものを列挙している。

- 1 株式の議決権の過半数所有
- 2 取締役会等の会社の支配機関の議決権の支配
- 3 支配機関の経営陣の任逸、選任権の取得
- 4 法令や契約による財務および経営方針を左右する権限の取得
- 5 現金の交付
- 6 公正価値で測定した相対的規模の格差が大きいこと

なお、持分プーリング法の論拠である「リスクと便益の相互分担」の例として、1998年IAS22号第15項は次のものを挙げている。

- 1 結合前企業の議決権付普通株式の大多数が、交換あるいはプールされる。

- 2 一つの企業の公正価値が、他の企業の公正価値と著しく異ならない。
- 3 企業結合後、それぞれの株主が結合後企業体に対し、相対的に以前と実質同等の議決権および持分を維持する。

IV わが国の会計規定

わが国で認められている主要な M & A の手法を、法的に分類すると次の三つがある。

- 1 子会社化（株式取得など）
- 2 合併（吸収合併・新設合併）
- 3 営業譲渡（資産取得）

日本基準では、1については証券取引法系統の「改訂連結財務諸表原則」、2については「企業会計原則」および商法が適用されるが、3については特別の規定がない。企業結合会計の基本的処理をわが国の規定と照らし合わせて要約すると次の図表のようになる。

わが国の会計規定

	連結会計 （「改訂連結財務諸表原則」）	合併会計 （「企業会計原則」など）
被結合企業の資産・負債の公正価値測定	強 制	規定なし
買入のれんの認識	強 制 （連結調整勘定）	容 認 （営業権、のれん）
被結合企業の利益剰余金の引き継ぎ	不可能	容 認

連結会計では実質的にパーチェス法と同等の処理が要求されるが、合併会計では資産評価や買入のれんの認識が容認規定となっている。合併会計について商法・税法の規定を採り上げてみる。

商法規定においては、金融商品を除いて原価基準が原則となっている。パーチェス法における公正価値測定は各資産の取得原価の決定にほかならないので、この商法の枠組みに反するものではない。また合併時の資本金は承継する資産・負債の枠内で増加させることができ（413条ノ2）、額面で資本金を計上した場合には、払込資本のうち額面超過部分となる合併差益は原則として資本準備金とされる（288条ノ2）。合併差益部分の全額が資本準備金になるということは、利益剰余金を引き継げないということであり、パーチェス法の処理と整合することになる。

しかし、合併差益の全額を配当不可能な資本準備金としてしまうと、被合併会社の利益剰余金がすべて消滅してしまうため、その分を改めて積み立てることが必要になる。その結果、配当政策などに支障をきたす可能性もあるので、商法は利益準備金および任意積立金の引き継ぎを認めている（288条ノ2，3項）。「企業会計原則」もまた商法と同様の規定を行っている（貸借対照表原則三の（三）のB，注解19）。こうした配当政策を企業側に認めるかぎり、パーチェス法の一貫した適用を強制できないことになる。

税法では、公正価値測定が行われた場合の合併差益は、資本積立金、利益積立金および承継資産の再評価益から構成されるものと解釈されている（法人税法施行令9条1項）。商法・企業会計原則と比較すると次のようにまとめることができる。

合併差益の内訳

税 法	商法・企業会計原則
① 合併差益	原則として資本準備金。ただし被合併会社の利益剰余金は資本準備金としないことができる
② 資本積立金	
③ 利益積立金	
④ 資産の評価差額	

①および②は課税対象とならない資本取引であり、③もまた被合併会社ですでに一度課税されたものなので、合併にあたって改めて課税されることは

ない。ここで留意しなければならないのは、④の被合併会社から承継した資産の評価差額部分が課税の対象となる点である。この税法規定は、公正価値ベースで資産の費用化が行われると、一般に合併後の課税所得が少なくなるので、合併時に評価差額部分を課税することによって、課税機会を逸しないことを立法趣旨とする。この規定により、企業は、一般に公正価値測定を行わないことになる。公正価値測定や買入のれんの認識が行われるのは、合併比率などの関係により、資本金計上額より承継純資産額が小さくなる場合のみである。この場合には、商法でも禁止されている資本の割引発行となるため、被合併会社の資産を公正価値によって測定し不足額を補う必要が生じてくるからである。

このように、パーチェス法の基本的会計処理と現行商法および税法における会計規定には、相反する部分がある。一方、子会社化した場合には、改訂連結財務諸表原則によりパーチェス法が適用されるため、同一の実態をなす「買収」であっても、法的合併の場合とは会計数値が異なることになる。また、仮に企業会計と税法の会計規定を分離して、パーチェス法を企業会計で強制した場合、有税の公正価値測定を企業側に強いることになる。

V のれんの処理

1 正ののれんの処理

(1) 国際会計基準

1983年公表のIAS22は、正ののれん (positive goodwill) について規則的償却法と持分控除法の両方を認めていた (para. 41)。このことは、準拠性を高めるために複数の代替処理を認めていたという E32「財務諸表の比較可能性」公表以前のIASの性格を読み取ることができる。しかし、IAS22 (1993) は、買入のれんについて E32と同じように原則として定額法による規則的償却法を適用するものとした (para. 42)。規則的償却法が確立したとしても、

最長償却期間を何年とするかが問題となる。買入のれんは、他の償却性固定資産と異なり、経済的便益が有限かどうかさえ明らかではなく、まったく制限がなければ作成者側の都合により償却が行われなくてもいいかもしれない。したがって、会計基準においては、あらかじめ最長償却期間を設定することが必要となる。

IAS22 (1993) は、最長償却期間を原則として5年とした (para.42)。その理由として次のように述べている (para.45)。

「のれんは相乗効果もしくは個別の認識が不可能な資産から発生すると認められる将来の経済的便益である。そのため、有効期間を見積もる際には困難が生じる場合が多い。したがって本基準は、会計上の償却期間について恣意的な限度 (an arbitrary limit) を明示している。本基準の仮定は、のれんは通常、5年を超える有効期間をもたないということである。」

最長償却期間の設定は人為的な仮定にすぎない点に留意すべきである。さらに、有効期間が5年を超える識別可能資産と関連する正当な理由が存在する場合には20年を限度として償却できることも規定している (para.41)。

その後ののれんの会計規定は改訂されている。IAS22 (1998) の改訂の特徴は次のとおりである。第一に、無形資産および買入のれんは、有形固定資産と同様に最善の有効期間にわたって償却するが、原則として20年を最長償却期間とした (para.44)。第二に、20年は反証可能な推定 (rebuttable presumption) であり、説得的な証拠 (persuasive evidence) があるならば、20年以上の償却を行うことができるとした (para.50)。ただし、無限の償却期間は認めていないので (para.51)、償却は必ず行われることになる。第三に、無形資産または買入のれんの償却期間が20年を超える場合には、IAS36で規定された減損の兆候の有無にかかわらず、每期、減損テストを実施し、その理由も開示さなければならぬとした (para.56)。

(2) 米国基準

米国はのれんの資産処理を1970年公表の APB17号によって、IASC に先ん

じて確立した。他の国ではあまり認められていない40年という長期の償却を認めているため、APB17号は国内実務において比較的安定した支持を得ている。しかし、E32以降の IASC の動向もあって、FASB は国際的調和化という局面に対応せざるをえないことになった。そこで FASB (1999) は最長償却期間を20年とした提案を行っている。最長償却期間20年という会計基準が適用された場合には、過半数を超える企業がその会計戦略を変更せざるをえないことになる。この点をいかに調整するかが課題となる。

(3) わが国の会計規定

わが国の合併会計では、企業会計原則の制定以来、買入のれんの定義については明確な規定はなかった。したがって、わが国の合併会計と IAS および米国基準との調和化を図るためには、公正価値測定 of 強制に加えて買収価額、さらには買入のれんの定義を明確化する必要がある。

のれんの償却方法に関する規定が設けられたのは昭和37年(1962)の商法改正であった。当時は繰延資産の容認など企業会計原則との大幅な調整が図られることになり、買入のれんの資産計上や償却方法に関する規定(取得後5年以内に毎決算期において均等額以上の償却)が明文化された(285条ノ7)。

「企業会計原則」も、昭和49(1974)年の改正により、解釈に委ねられていた買入のれんの資産計上を明文化した(注解25)。ただし、のれんの資産計上が強制ではなく容認規定となっていた。

連結会計で問題になるのは、のれんの性格を有する「連結調整勘定」の最長償却期間を何年に設定するかである(第四, 二, 2)。監査上は、5年の償却期間を無条件に合理的と認めていたので(監査委員会報第29号)、圧倒的多数の企業が連結調整勘定を5年で償却している。

わが国の昭和50年設定の連結原則は、ADR(米国預託証券)発行会社について米国基準の適用を認めていたが(設定前文, 三, 4)、かなりの企業が連結調整勘定の償却期間を5年以上としていた。この規定は、わが国の米

国企業の買収を促進する効果があったといわれている。いわゆる償却期間を長期化することによって利益圧縮効果をやわらげていたのである。

「改訂連結原則」は IAS22 (1998) と同様に、最長償却期間の原則を20年とした(第四, 三, 2)。20年という償却期間は、改訂前に比べて償却負担を軽減できるが、IAS22 (1998) の20年は反証可能な期間であって、場合によっては20年以上の償却も可能である点に留意する必要がある。さらに、20年以上の償却を認めるかわりに、減損テストの強制や償却延長の理由を開示するなどの会計規制を行っている。わが国でも巨額の M & A が行われた場合には、20年以上の償却期間を望む企業が出てくる可能性はありうる。そうした事態に対応するためには、原則的な最長償却期間のみならず、減損テストなどの詳細な規定を設定する必要がある。

(4) 負ののれんの処理

買収価額と識別可能純資産額との差額である買入のれんは正ののれんではなく負ののれん (negative goodwill) が生じる可能性もある。買収価額と識別可能資産額との差額が貸方に生じる場合、その差額を負ののれんという。負ののれんが発生する原因として二つあげることができよう。

第一に、「割安購入」(bargain purchase) である。これは、交渉当事者間に情報格差があるために、被買収企業が知りえないような公正価値があったか、あるいは被買収企業が契約上、不利な立場にあったために、買収企業が有利な買物を行うことができたとみなすものである。買収企業は買収によって、被買収企業の保有する複数の資産を個々に取得するよりも安価に取得できたことになる。

第二に、被買収企業にもともと付随していた不利な立地、未発達な組織能力などを事業の再構築によって埋め合わせるために、将来生じるであろう支出や損失を予測できる場合である。本来この部分については再構築引当金を認識する必要があるが、認識基準をみたまないものを識別可能負債とすることはできない。つまり将来予測される費用をすべて負債として認識すること

は不可能であるので、それが貸方差額すなわち負ののれんに反映しているとみなすのである。

IAS22は負ののれんを①企業買収に伴う将来の再構築費用の部分と②非貨幣性資産の割安購入部分とに原因分析した後で、それに応じた繰延利益処理(amortizing the credit to income)を要求している(paras.61-62)。

わが国の連結会計では、貸方に生じた連結調整勘定を借方の場合と同様に、20年以内に定額法などを用いて償却することになる。これは実質的に繰延利益法と同じである。ただしIASのように、償却方法に関する詳細な規定はない。一方、合併会計では、負ののれん概念すらも明確ではない。買収価額および識別可能資産・負債の公正価値測定を規定したうえで、負ののれんの処理を明らかにする必要がある。

VI おわりに

国際的な動向を考慮しながら日本基準の現状を検討してきた。わが国に企業結合会計の基準を導入するにあたっては、次の指摘事項に留意すべきである。

第一に、国際的には、「買収」の場合にはパーチェス法、「持分の結合」の場合には持分プーリング法、といった企業結合の実態に応じて使い分けのが一般的であった。しかし、この使い分けを前提とした会計基準を運営するためには多大なコストがかかる。歴史的にみて経験豊富な米国でさえ持分プーリング法を禁止する方向に向かっている。

第二に、日本基準には、合併会計に関する明文化規定が存在しないことである。仮にわが国の合併会計にパーチェス法を導入した場合、商法・税法の規定(配当可能利益や課税所得の計算)に反する可能性がある。この問題の解決策としては、①証券取引法と商法・税法を統一した基準を設定する方法、②三者を分離・独立させる方法があげられよう。しかし、①の場合には、商

法・税法との調整の困難さが予測される。また、②の場合には、合併時に取得された資産の二重計算が長期にわたって必要になるし、とりわけ株主と企業間での配当をめぐる利害調整に混乱を招く可能性がある。

第三に、買入のれんについては、最長償却期間を20年とする国際的な傾向がみられるが、一方で、それ以上の期間で費用化する規定も提案あるいは基準化されている。20年という償却期間に理論的な裏付けはなく人為的な仮定にすぎないのである。したがって、たとえば、IAS22（1998）は20年を反証可能な推定期間としているし、英国のFRS10「のれんおよび無形資産」では償却を強制しない減損調査法も認めている。また本年公表された米国基準の改訂公開草案「企業結合と無形資産—のれんの会計」（FASB, 2001）でも、規則的な償却を行わないで減損テストを適用する提案が示されている。

第四に、IASでは、パーチェス法適用時の識別可能資産および負債の認識に関する詳細な規定を設けている。一方、日本基準には十分な規定がない。特に被買収会社の決算貸借対照表に計上されない資産や負債については注意が必要である。

参考文献

企業財務制度研究会 [2001]：わが国会計基準の国際的調和化に関する研究委員会報告『わが国会計基準と国際会計基準および米国会計基準との比較調査』企業財務制度研究会。

IASC [2001]：International Accounting Standards 2001, 国際会計基準書2001, JICPA 国際委員会訳, 同文館。